

ピックアップ 市政情報

二本松信用金庫がネーミングライツスポンサーに

公共施設等に使用する通称の命名権(ネーミングライツ)事業の本市第1号として、4月1日から二本松信用金庫が城市民プールのネーミングライツスポンサーとなります。

通称は「二本松しんきん城山プール」です。

市ウェブサイトや市の発行する刊行物等では今後、通称を使用します。関連記事を19ページ「まちの話題」に掲載しています。

二本松しんきん城山プール利用料金のご案内

4月1日から、新たに回数券と定期券の料金を設けました。幼児は無料です。利用案内等詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。施設に直接お問い合わせください。

また施設の概要については「広報にほんまつ3月号」をご覧ください。

プール利用料金 回数券(12回券)

・小中学生	2,000円
・高校生	3,000円
・60歳以上	4,000円
・一般	5,000円
定期券(1月当たり)	
・小中学生	1,600円
・高校生	2,400円
・60歳以上	3,200円
・一般	4,000円

◎問い合わせ:

二本松しんきん城山プール
☎(24)7555

太陽光発電システムの設置費用を助成します

再生可能エネルギーの利用および環境との共生の推進のため、住宅に新たに太陽光発電システムを設置される方を対象に、設置費用の一部を助成します。

補助金額

公称最大出力1kW当たり1万円(上限4kW、4万円まで)
対象 4月1日以降に工事

請負契約または住宅購入契約を締結したものの。

※その他、市税の完納などの条件があります。

※予算の範囲を超えた時点で

締め切ります(先着順)。
募集枠
200kW(200万円)

申請方法

補助金交付申請書に必要書類を添付し、工事着手前に左記まで持参してください。

◎問い合わせ・申し込み:

生活環境課環境衛生係
☎(55)5103

新工業団地(高平地区)整備事業を中止します

市内の高平地区に工業団地の整備を計画していましたが、このたび事業を中止することとしました。

事業の中止については、2月1日の説明会において地権者の皆さまへお伝えし、事業計画用地の今後の利活用についてのご質問、ご意見を多くいただきました。今後市では、できる限り地権者の皆さまの意向に沿った形で、利活用の方法を検討し、提案をしていきます。

市では本事業を進めるに当たり、

- ①地権者の合意形成
- ②法手続き・県等関係機関との協議

③立地企業の見通しの3つの条件が整わない限り、事業には着手しないこととしました。特に開発面積で72畝を超える大規模な開発があるため、立地企業の見通しが最も重要となります。

平成24年度以降、首都圏にある企業本社の訪問をはじめ、企業の立地を目的に開催されるフェア等に参加し、工業団地のPRと積極的な誘致活動を行ってきましたが、社会情勢の変化や業界の動向等により県内への立地件数が縮小傾向にある中で、具体的な立地協議には至らず、今後も厳しい状況が続くものと考えられます。

また本事業は、平成25年度当時の概算事業費で約74億6千万円、進入道路の整備を含めると約85億円となり、昨今の資材費や人件費の高騰を考慮すれば、約100億円規模の事業になるものと想定され、立地企業の見通しが立たないままでの事業着手は、後年に長期的財政負担を残し、市民生活に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

東日本大震災および東京電

力福島第一原子力発電所事故からの復興を進める中、地方交付税の合併算定替特例加算分の段階的な減額もあり、今後の市の財政はさらに厳しい状況になるものと予想され、事業中止の判断に至りました。

◎問い合わせ:

商工課企業誘致係
☎(55)5121

「二本松城跡整備係」を新設します

二本松城跡公園の整備および二本松城跡関連拠点施設の整備を推進するため、4月1日から、建設部都市計画課に「二本松城跡整備係」を新設します。

◎問い合わせ:

城跡整備に関すること
都市計画課二本松城跡整備係 ☎(24)5034
市の組織に関すること
人事行政課行政係 ☎(55)5084

生活道路舗装事業の申請受け付け

生活道路舗装事業は、道路を利用される皆さまから一定の負担(分担金)をいただいて、市が管理する道路のうち、家屋に通ずる幅員2メートル以上の未舗装道路を舗装するものです。

今回の申請受け付けは、平成30年度事業分となります。
分担金

- ・認定市道・農道・林道
：事業費のうち15%
- ・その他の公衆用道路
：事業費のうち50%

申請方法

事業を希望される方は、地元行政区長の同意を得た上で、申請書を9月末日までに土木課(市役所2階)、各支所または各住民センターへ提出してください。

詳しくは、左記までお問い合わせください。市ウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせ：

土木課監理係
☎(55)5123

地域包括支援センターを6カ所に拡充します

今まで市内1カ所で実施していた地域包括支援センターを、利用者が住む地域で相談できるように、4月1日より6カ所に拡充します。

地域包括

支援センターとは：

高齢者への総合的な生活支援の窓口となる機関で、保健師や社会福祉士、主任ケアマネージャーが配置されています。高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく福祉、健康、医療などさまざまな分野から総合的に高齢者とその家族を支えます。主に次のような業務を行っています。

- ・福祉サービスや生活全般に関する総合相談業務
- ・高齢者虐待防止や成年後見制度利用支援、消費者被害防止を行う権利擁護業務
- ・地域の介護支援専門員の支援や、地域課題の把握と地域づくりを支援する包括的で継続的なケアマネジメント

- ト支援業務
- ・地域で元気に暮らすための介護予防業務
- ・要支援1・2の認定を受け、アプランの作成)

高齢者2人だけの生活が、介護が必要になったらどうしよう。



こんなとき、地域包括支援センターに相談してみよう。



地域包括支援センターを利用するメリットとは：

介護が必要になった高齢者にとって、介護に関する相談を行政や関係機関の間をたらい回しにされることなく、ワンストップで対応できる点です。

お問い合わせ：

二本松市地域包括支援センター ☎(23)3600

中学校区 (生活圏域)	二本松第一中学校区	二本松第二中学校区	二本松第三中学校区
相談先の名称	二本松第1地域包括支援センター	二本松第2地域包括支援センター	二本松市地域包括支援センター
相談等実施機関	独立行政法人地域医療機能推進機構 二本松病院	社会福祉法人 あだち福祉会	二本松市
所在地(連絡先)	成田町1-867 ☎(62)2223	安達ヶ原1-291-1 ☎(24)5567	若宮2-69 ☎(23)3600
中学校区 (生活圏域)	安達中学校区	小浜・岩代中学校区	東和中学校区
相談先の名称	安達地域包括支援センター	岩代地域包括支援センター	東和地域包括支援センター
相談等実施機関	社会福祉法人 二本松市社会福祉協議会	社会福祉法人 藹々特別養護老人ホーム 二本松いわしろ紀行	社会福祉法人 あだち福祉会
所在地(連絡先)	油井字濡石1-2 ☎(23)8267	西勝田字杉内10 ☎(24)5272	太田字荻ノ田35-1 ☎(61)7100

臨時福祉給付金

(経済対策分)

申請受け付け中

国は経済対策の一環として、平成26年4月に実施した消費税率引き上げ(5%→8%)による、所得の少ない方への負担増を緩和するため、臨時的な措置として臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します。

この給付金は、消費税率引き上げ(8%→10%)が2年半延期されたことを踏まえ、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給するものです。

支給額

対象者1人につき

15,000円

支給対象者

- ・平成28年1月1日時点で、二本松市に住民票がある方。
- ・平成28年度の臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者。
- ・平成28年度分の市民税(住民税)が課税されていない方。

※課税されている方や課税者の扶養親族になっている方の生活保護の受給者である方は支給対象になりません。

※支給判断基準となる収入や所得は、平成27年1月1日から12月31日までのものです。

申請方法等

対象となる可能性のある方へは、3月中旬頃に申請書を送付しています。直接窓口へ申請するか、返信用封筒で郵送してください。

申請期限 6月15日(木)

※土・日、祝日を除く。

受付時間 午前8時30分

午後5時15分

申請先 「臨時福祉給付金等事業」窓口(市役所3階302会議室)

※申請期間のみ受け付けを

します。期間中に申請が行わ

れなかった場合、給付金を

支給できませんのでご注意

ください。

その他 申請期間は各市区町

村によって異なります。二本

松市以外が申請先となる方

は、事前にその市区町村に

問い合わせるか、ウェブサイ

トなどで確認してください。

Q. よくある質問	A. 回答
Q.平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者に該当しますが、実際には受給していません。今回の給付金(経済対策分)の支給対象者になりますか？	A.支給対象者になります。平成28年度臨時福祉給付金(3千円)を実際に受給したか否かは問いません。
Q.基準日(平成28年1月1日)の翌日に引っ越した場合の給付金(経済対策分)の申請先はどこですか？	A.平成28年1月1日時点で住民票がある市町村になります。平成28年1月2日以降に市町村の区域を越えて引っ越した場合は、申請先が現在のお住まいの市町村と異なりますのでご注意ください。
Q.基準日(平成28年1月1日)以降に生まれた方や亡くなった方は、給付金(経済対策分)の対象になりますか？	A.「臨時福祉給付金(経済対策分)」は基準日に生まれた方は対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象になりません。また、市区町村が支給決定をするまでの間に亡くなられた方も対象になりません。

「振り込み詐欺」や「個人情報」の搾取にご注意ください

自宅や職場などに、市区町

村や厚生労働省の職員などを

かたった不審な電話や郵便が

あった場合は、迷わず市役所

や最寄りの警察署(または警

察相談専用電話#9110)に

ご連絡ください。

◎問い合わせ先

申請方法について

「臨時福祉給付金事業」窓口

(市役所3階)

☎(22)5166

・制度内容について

厚生労働省給付金専用ダイヤル

☎0570(037)192

JAふくしま未来

特別金利で取扱中です。

住宅新築・増改築リフォーム・マイカー購入・教育、ローンのご相談はJAへ。

ローンセンター(二本松支店となり)
毎週日曜日営業中(午前8時30分から午後5時まで)

住宅ローンのお借換についてもご相談下さい。

介護相談員の募集

介護サービス事業所を訪問し、利用者の話を聞き、相談に応じるなどの活動を行う介護相談員を募集します。

業務内容
・月5回程度の介護サービス事業所訪問
・年4回程度の連絡調整会議

研修受講(必須)

介護相談員の資格を得るための研修会(東京会場・延べ5日間)に参加していただきます。

募集人員 2人

任期 3年

応募資格 高齢者の福祉や介護に熱意と理解のある40歳以上の市民で、男女は問いません。

応募方法 「利用者が望む介護サービスのあり方について」と題した小論文を400字詰め原稿用紙3枚程度にまとめ、履歴書を添えてご応募ください(郵送可)。

※原稿等は返却しません。
応募期限 4月28日(金)

お問い合わせ・応募先:

高齢福祉課介護保険係
☎(55)5115

手話通訳者を派遣します

聴覚障がい者の方が社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行えるよう、市内の聴覚障がい者の方または聴覚障がい者の方とコミュニケーションが必要な方に手話通訳の派遣をしています。

申込方法 希望する日の7日前までに申請書を左記まで提出してください(ファックスや電話による申し込み可)。

※申請書は、福祉課(市役所1階)、各支所地域振興課、各住民センターにあります。

※緊急の場合は、随時受け付けします。

利用料 無料

利用例
・医療機関への通院
・金融機関や郵便局での手続き
・行政区での話し合い等

※次の場合の派遣はできません。
・営利を目的とする事業等
・政治活動または宗教活動

お問い合わせ・申し込み:
福祉課障がい福祉係
☎(55)5113

Fax (22)1547

肢体不自由者来所相談会

補装具の購入・修理、医療その他更生に関する相談会が開催されます。

開催日 4月28日(金)
受付時間 午後1時~3時
会場 福島県障がい者総合福祉センター(県庁北庁舎)

申込期限 4月21日(金)
申込方法 事前に電話等で申し込みください。

※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

お問い合わせ・申し込み:
福祉課障がい福祉係
☎(55)5113

または各支所地域振興課

介護予防教室

「足腰しゃんしゃん教室」

腰痛・膝痛の改善や、足腰の筋力アップに効果がある運動教室を開催します。

この教室では、主に椅子に座った運動を中心に行いますので、腰痛や膝痛があり、少し体力に不安のある方でも安心してご参加ください。

対象者 65歳以上の方。
会場 塩沢住民センター

日時

5月10日(水)

8月2日(水)

午後1時30分~3時30分
※毎週水曜日の12回コース

定員 20人(先着順)

送迎 塩沢、岳下、大平地区の方で希望の方は、無料送迎いたします。

参加費 無料

申込期限 4月17日(月)
今後の予定 今後の各地域の開催日程は左表のとおり。

会場	開催日	時間	送迎対象地域
東和保健センター	8/23 ~11/8	13:30 ~15:30	東和全地区
岩代福祉センター	9/7 ~11/30	13:15 ~15:15	岩代全地区
岳下住民センター	11/22 ~2/14	13:30 ~15:30	二本松、杉田、石井地区
上川崎住民センター	12/14 ~3/8	13:30 ~15:30	安達全地区

※対象地区以外でも参加可能ですが、送迎を希望する方は対象地区のコースにご参加ください。
※教室への参加は1人1会場のみ参加できます。
※募集は開催日の約1カ月前に行います。

お問い合わせ・申し込み:

二本松市地域包括支援センター
☎(23)3600

SEKISUI HOUSE

SLOW & SMART
ゆっくり生きてゆく、住まいの先端技術。

商業施設にぎわう安達に大型分譲地誕生!!

コモンスタージ安達

造成完了・先着順申込受付中!!

詳しい資料請求・お問合せは
☎0120-23-3468または
ホームページ コモンスタージ安達 検索 から!!

■コモンスタージ安達全体概要 ●開発許可番号/二本松市指令都計24号 ●農地転用許可番号/福島県指令農産383号 ●開発総面積/22,756.60㎡ ●総区画数/65区画 ●安達グランド南地区地区計画有 ●道路幅員9m・6m アスファルト舗装 ●設備/電気:東北電力、ガス:プロパンガス、上水道:公営、下水道:公共下水、雨水:側溝 ●建築条件付宅地分譲

(一社)不動産協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟
宅建業免許:国土交通大臣免許(14)第540号 建設業免許:国土交通大臣許可(特-般-27)第5295号

積水ハウス株式会社 福島支店
〒960-8073 福島市南中央4-21-2
TEL 024-536-3333 受付時間/9:00~18:00(火・水曜・祝日定休)

一区画 815万円~

水環境について

考えまじょう

市は、市内の21河川34カ所で年2回水質検査を行っています。

水質検査実施河川

六角川、鯉川、杉田川、羽石川、平石川、原瀬川、弘川、油井川、浅川、阿武隈川、箕輪用水、水原川、轟川、小浜川、移川、口太川、針道川、木幡川、若宮川、安達太田川、立石川

平成28年度の検査結果概要

六角川と阿武隈川では、水質の汚れを測る指標であるBODの数値が、国で定める環境基準より悪化していました。また大腸菌群数は、34カ所中31カ所で、環境基準よりも悪い結果となりました。

以上の結果から、市内を流れる河川は必ずしもきれいな状態にありません。

考えられる汚れの主な原因

- ・家庭からの生活排水
- ・野積みされた堆肥からの染み出し

- ・事業者から排出される事業に伴って生じる汚水

解決策

- ・下水道区域での下水道への接続
- ・単独処理浄化槽（みなし浄化槽）や汲み取り便所からの合併処理浄化槽への転換
- ・水を汚さない生活の工夫
- ・貴重な水を大切に使用し、自然に戻すときにはできるだけきれいに返しましょう。

新しい「ごみの分け方・出し方」冊子を全戸配布

もとみやクリーンセンターの機器更新により、これまで受け入れできなかったスプリング入りマットレスやソファ、家庭用マッソーチェアなどが受け入れ可能となりました。

またレアメタルなどの有用金属回収のため、デジタルカメラや携帯電話などの小型家電のリサイクルを推進します。詳しくは、今回の広報4月号に併せて配布された「ごみの分け方・出し方（家庭用保存版）」冊子をご確認ください。

アパートの管理などをされている方で、冊子が必要な場合は、下記までお問い合わせ

ください。
◎問い合わせ：

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103

または各支所地域振興課

合併処理浄化槽の設置を推進しています

下水道の事業計画に定められた区域以外の地域では、合併処理浄化槽の普及促進が課題となっています。

トイレのみを浄化する単独処理浄化槽では、台所や風呂、洗濯の排水は浄化されないまま河川等に放流されてしまいます。汲み取り便槽も含めて合併処理浄化槽への転換をお願いします。

市では合併処理浄化槽設置者に補助を行っています。

合併処理浄化槽設置費補助金

合併処理浄化槽の設置および一定の要件を満たす汲み取り便槽や単独浄化槽の撤去に対し、補助金を交付します。

新築または増改築に合わせたトイレの水洗化等を予定している方は、浄化槽工事業者にご相談ください。

なお、申請が予算額に達した場合、先着順で補助を締め

切る場合があります。

対象地域

下水道の事業計画に定められた区域以外の市全域。

※区域の詳細については、左記までお問い合わせください。

補助対象

- ・自らが居住する住宅に、10人槽以下の浄化槽を設置する方。
- ・団体で管理する集会施設を持つ行政区、町内会または自治会。

補助金の額

新設（新築）

- ・5人槽 16万6千円
- ・7人槽 20万7千円
- ・10人槽 27万4千円

転換（トイレ改造）※個人のみの

- ・5人槽 33万2千円
- ・7人槽 41万4千円
- ・10人槽 54万8千円

撤去費

- ・単独処理浄化槽撤去費 4万5千円
- ・汲み取り便槽撤去費 3万円

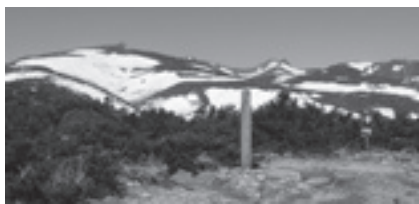
◎問い合わせ：

下水道課下水道管理係

☎(55)5138

または各支所地域振興課

ロープウェイで残雪の残る安達太良山へ《あだたら山ロープウェイ》



- ◆ 営業期間
平成29年4月22日出～
11月5日回まで毎日運行
- ◆ 営業時間
8時30分～16時30分
(上り最終15:50/下り最終16:20)
- ◆ 料金
片道 大人1,000円・小人 750円
往復 大人1,700円・小人1,300円



二本松市奥岳温泉
あだたら高原リゾート

TEL 0243-24-2141
<http://www.adatara-resort.com>

絶景の露天風呂



《あだたら山奥岳の湯》

- 営業時間 10時～17時(年中無休)(メンテナンスによる休業日あり)
- 料金 大人 600円 小人 400円



狂犬病予防注射を

実施します

生後91日以上の子犬の飼い主は、狂犬病予防法に基づき次の①～③を行ってください。

- ① 市役所に犬を登録する。
- ② 毎年、狂犬病予防注射を受けさせる。
- ③ 鑑札・注射済票を装着させる。

予防注射料金(1頭当たり)

- ・新規登録の犬6,200円
- (登録料3,000円、注射料2,650円、注射済票交付手数料550円)
- ・登録済みの犬3,200円
- (登録料を除いた金額)

予防注射の受け方

- ・左記の日程表を確認いただき、お近くの会場を受けてください。
- ・会場には犬を制止できる人が連れて来てください。
- ・登録済みの方には、3月下旬に通知書を送付していますので、必要項目を記入し、必ず持参してください。
- ・犬の健康状態に不安がある場合は、当日注射を受ける前に獣医師に申し出てください。

その他

- 飼った犬の死亡、飼い主の変更があった場合は、必ず左記まで届け出てください。
- ◎問い合わせ・届け出：
生活環境課環境衛生係
☎(55)5103
または各支所地域振興課

	開催日	時間	実施場所
岩代	4月4日(火)	13:00~13:20	田沢集会所
		13:35~14:00	旭住民センター
		14:15~14:35	東新殿集会所
		14:50~15:10	杉三集会所
	4月5日(水)	15:30~15:50	初森老人憩いの家
13:00~13:15		上太田ふれあい館	
13:30~14:00		新殿住民センター	
二本松	4月6日(木)	14:20~15:00	岩代公民館
		13:00~13:20	箕輪集会所
		13:40~14:00	馬場平集会所
		14:15~14:35	あだたら体育館
		14:55~15:15	永田中央会館
	4月7日(金)	15:30~15:50	原セ直売所下
		13:00~13:20	地域文化伝承館
		13:45~14:05	矢ノ戸集会所
	4月9日(日)	14:35~15:00	塩沢10区生活改善センター
		15:15~15:30	長坂集会所
		8:30~9:40	市役所(正面)
		10:10~11:00	石井住民センター
	4月15日(土)	11:20~11:50	大平住民センター
		12:20~12:50	塩沢住民センター
		8:30~9:15	杉田住民センター
安達	4月11日(火)	9:30~10:15	岳下住民センター
		10:30~11:00	二本松住民センター
4月12日(水)	13:30~14:10	上川崎住民センター	
	14:25~14:50	下川崎住民センター	
東和	4月17日(月)	13:30~14:15	渋川住民センター
		14:40~15:30	安達支所前
		13:00~13:20	塩之沢氏家商店前
	4月18日(火)	13:30~13:50	仲之内屯所前
		14:00~14:30	木幡住民センター
		14:50~15:20	東和支所裏
		13:00~13:20	落合屯所前
6月11日(日)	13:30~13:50	北戸沢林野会館前	
	14:00~14:30	戸沢住民センター	
	14:50~15:30	太田住民センター	

※どの会場でも(地区外でも)受けられます。

6月11日(日)	二本松地域：市役所正面 安達地域：安達支所前 東和地域：東和支所裏 岩代地域：岩代公民館、新殿住民センター 旭住民センター ※時間など詳しくは、広報6月号でお知らせします。
----------	--



やすらぎの丘 二本松斎場

全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

丸又葬儀社

本社 0243-22-5598
本店 〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2
二本松斎場 〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5

0120-03-5598